

第7回 所沢ブランド特産品認定募集要項

1 趣旨

所沢の農産物や地域資源、文化・伝統を活かした魅力ある特産品を市民や訪日外国人を含めた観光客へ広く販売することにより、所沢ブランドの創造及び地域経済の活性化を図るため、魅力ある特産品をブランド認定するものです。

2 認定申請できる方

認定の対象となる商品の生産・製造を行っている個人や法人で、以下の要件を満たす方が対象です（住民登録や事業所が市内にあるか否かは問いません）。

- (1) 商品の生産、製造、販売等に関し、必要な許認可等を取得していること。
- (2) 商品の生産、製造、販売等に関し、第三者の産業財産権等に損害を与えるものでないこと。
- (3) 外国人にあっては、日本国内において就労が認められる在留資格を有すること。
- (4) 所沢市税条例に掲げる市税の滞納がないこと（市内の個人・法人のみ）。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に掲げる暴力団員及び所沢市暴力団排除条例第3条第2項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者でないこと。

3 認定対象商品

持ち帰りが可能で、上記1趣旨の目的の達成に資する、以下のいずれかに該当する商品とします。食品のほか、工芸品や雑貨等も対象とします。

- (1) 所沢の地場農産物等を活用した商品
- (2) 所沢の地域資源^{注1}や魅力を発信することのできる商品
- (3) 所沢の伝統的な文化・風習を活かした商品

^{注1} 地域資源とは、以下の内容のものを指します。

- ① 工業製品及び工業品の生産に係る技術
 - (ア) 押絵羽子板
 - (イ) 手打ちうどん
 - (ウ) 雛人形
 - (エ) 焼き団子
- ② 文化財、風景地等の観光資源
 - (ア) 小手指ヶ原古戦場
 - (イ) 埼玉県立狭山自然公園
 - (ウ) 三富開拓地割遺跡
 - (エ) 三富新田
 - (オ) 滝の城跡
 - (カ) 所沢航空記念公園

※ 認定対象商品に該当するか否かについては、市が事前に確認します。申請をご検討の方は、事前に産業振興課へご相談ください。（電話 04-2998-9157）

4 認定品の選定方法

1次審査（書類審査）および2次審査（プレゼン審査）を行い、市長が認定します。

(1) 1次審査（書類審査）

提出された申請書類の内容について審査員が審査します。書類審査を通過した方はプレゼン審査に進みます。

(2) 2次審査（プレゼン審査）

商品のプレゼンテーションについて審査員が審査します。申請者は、申請品をご持参のうえ、プレゼンテーションを行っていただきます。その際、申請品が食品の場合には、試食ができるようにご準備ください。また、申請品のパッケージ等も見本としてご持参ください。

※ プレゼン審査の開催日は令和6年8月下旬を予定しています。

※ プレゼン審査にご参加いただけない場合は失格となります。

5 審査基準

以下の基準により審査を行い、認定品の選定を行います。

項目	内容
地域性 (所沢らしさ)	<ul style="list-style-type: none">・市内で生産された農産物等が活用されていること。・市の伝統的な文化や風習が活用されていること。・生産、製造、販売等の過程でより多くの市内事業者が関わっていること。・地域のPR、発展、活性化に貢献していること。
独自性・創造性	<ul style="list-style-type: none">・類似商品と比較し、個性や特長、付加価値などが認められること。
信頼性・安全性	<ul style="list-style-type: none">・品質の維持・管理・向上のための取組、技術、流通、検査等の体制が整っていること。
品質・技術力	<ul style="list-style-type: none">・素材の活かし方や製造技術が優れていること。・品質が優れていること。
市場性・将来性	<ul style="list-style-type: none">・保存性、包装、量、価格等について、土産品として適切であり、将来的に流通していく見込みがあること。

6 申込み方法

(1) 申請期間

令和6年4月1日（月）から令和6年5月31日（金）まで

必要書類一式を所沢市役所産業振興課へご提出ください。

(2) 提出書類

No.	提出書類	個人	法人
1	所沢ブランド特産品認定申請書（様式第1号） ※ホームページにてダウンロード可	○	○
2	所沢ブランド特産品認定申請調書（別紙1） ※ホームページにてダウンロード可	○	○
3	所沢ブランド特産品認定申請に関する確認書（別紙2） ※ホームページにてダウンロード可	○	○
4	宣誓書（別紙3） ※ホームページにてダウンロード可	○	○
5	住民票（外国人にあっては、日本国内において就労が認められる 在留資格を有することを証明できるもの）の写し	○	×
6	履歴事項全部証明書の写し	×	○
7	個人・法人情報（市税滞納の確認用）に関する同意書（市内の個人・法人のみ）※ホームページにてダウンロード可	○	○
8	許認可証の写し（許認可が必要な業種のみ）	○	○
9	その他市長が必要と認める書類	△	△

※No.1、2、3、4、7は市ホームページよりダウンロードできます。

※No.1、2については、商品名やパッケージデザイン等が味ごとに異なる場合などは、それぞれ分けてご提出ください。

7 認定の期間

認定日から令和9年3月31日まで（※参照：所沢ブランド特産品認定要綱第8条）

8 スケジュール（予定）

項目	実施時期
募集開始	令和6年4月1日（月）
募集締切	令和6年5月31日（金）
1次審査（書類審査）	令和6年6月頃
1次審査結果送付	令和6年7月上旬頃
2次審査（プレゼン審査）	令和6年8月下旬頃
2次審査結果送付	令和6年9月中旬頃

※募集後、状況によってはスケジュールの一部を変更する可能性があります。

9 審査結果

- (1) 認定の場合 認定書を送付します。
- (2) 不認定の場合 結果を文書でお知らせします。その際、委員から寄せられた意見について、今後の事業のご参考としていただけたらとの考えから添付させていただいております。

10 認定の特典

- (1) 所沢ブランド特産品認定証を交付します。
- (2) 認定品に、市が別に定める「認定マーク」を掲示することができます。
- (3) 認定品のPR素材に、市が別に定める「認定マーク」を使用することができます。
- (4) 認定品は、市ホームページや特設ホームページ、SNS、広報紙、パンフレット等へ掲載し、市内外へ広くPRを行います。
- (5) 市が一定の販路を確保する販路支援事業の対象となります。

11 認定事業者の責務

- (1) 認定事業者は、所沢ブランド特産品認定要綱を遵守すること。
- (2) 認定事業者は、認定品の生産・製造・販売を通して、積極的に所沢ブランドのイメージ向上に努めること。
- (3) 認定品の品質・流通・販売等において事故等の問題が生じたときは、認定事業者が自ら責任を持って問題の解決にあたること。

12 留意事項

- (1) 提出された申請書類は返却いたしません。
- (2) 申請された個人情報については、当事業の目的以外には使用いたしません。
- (3) 申請された商品に関する特別なノウハウや秘密事項等については、法的保護を行うなど、申請者自身の責任において対応してください。
- (4) 申請された商品に関して、第三者の著作権や所有権等に損害を与えたことにより生じたトラブル等については自己の責任で解決してください。
- (5) 申請及び審査に要する経費は申請者の負担となります。
- (6) 審査結果に対する個別のお問い合わせには、一切お答えできません。

13 問合せ先・申請書提出先

〒359-8501 所沢市並木一丁目1番地の1 所沢市 産業経済部 産業振興課

T E L : 04-2998-9157 F A X : 04-2998-9162 Eメール : a9157@city.tokorozawa.lg.jp